



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信
 2022年8月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

雇用調整助成金の特例措置が令和4年9月末まで延長されました。

雇用調整助成金の特例措置等について厚生労働省は令和4年9月末まで延長することとしました。10月以降の内容は、8月末までに公表することとしています。

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、「事業活動の縮小」などの際、従業員の雇用維持を図るために労使間の協定に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

下記の表の通り、助成金の上限は1日あたり1万5000円(1人分)となっています。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響が残る厳しい環境です。様々な政府の支援策を活用していきましょう。今後も随時補償内容等が更新されることが予測されます。常に最新情報入手し情報提供をさせていただきたいと思っています。

判定基礎期間の初日		令和4年 3月~6月	令和4年 7月~9月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	業況特例 地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

判定基礎期間の初日		令和4年 3月~6月	令和4年 7月~9月
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	業況特例 地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

ご不明な点などあれば当事務所までお問い合わせください！

(山本 記)

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いいいたします。

休業日： 8月11日(木)~8月15日(月)

